

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度第4回豊島区児童福祉審議会臨時部会
事務局(担当課)		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和6年7月25日(木)午後6時00分～午後8時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階 807・808会議室
議 題		1 開会 2 議事 (1)区内における施設のあり方について (2)その他(今後のスケジュール等) 3 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	坂井委員、三輪委員、上川委員、川瀬委員、佐藤委員、長谷川委員、 松田委員、馬淵委員、柏女委員(オブザーバー)
	区側出席者	活田子ども家庭部長、奥田児童相談所長、尾崎児童相談課長、 山本子ども家庭支援センター所長、 児童相談課社会的養護推進グループ職員5名
	事 務 局	安達子育て支援課長、子育て支援課児童相談支援グループ職員4名

# 審 議 経 過

1 開会	
部会長  事務局	<p>本日は大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻を過ぎましたので、豊島区児童福祉審議会第4回臨時部会を開会いたします。まずは事務局の方から連絡事項などありましたらお願いいたします。</p> <p>事務局を務めます子育て支援課長の安達でございます。よろしくお願いいたします。まず、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。次第の次にお付けしております名簿をご覧ください。本日の出席委員はオンラインを含めて9名でございます。また、上川委員から10分程度遅れるというご連絡をいただいておりますが、それ以外の皆様はお揃いでございます。本臨時部会の委員は委員8名、オブザーバー1名の計9名でございます。本日の出席委員数は豊島区児童福祉審議会条例第8条に定める定足数を上回っておりますため、会議は有効に開催されます。</p> <p>次に資料の確認でございます。委員の皆様におかれましては事前にお送りいたしました資料を本日お持ちいただいておりますでしょうか。お手元がない場合は予備がございます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは本日の資料でございます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿</li> <li>・資料1 区内における施設のあり方について</li> <li>・参考 施設事業等の概要</li> <li>・資料2 臨時部会開催スケジュール・審議内容について</li> </ul> <p>以上となっております。</p> <p>その他参考資料としまして、基礎資料集を机上に用意しております。こちらの資料集につきましては今後も机上にご用意しますので、会議後はそのまま机上に残していただきますようお願いいたします。</p> <p>次に会議録についてです。会議録は基本的には要旨を記録し、発言者については「部会長」「委員」「事務局」という表現で掲載をいたします。会議終了後、事務局にてまとめ、皆様にご確認をいただいた上でホームページに公開してまいります。また、ご発言の際は挙手の上、お手元のマイクをご使用ください。それでは部会長より進行をお願いいたします。</p>
部会長 事務局	<p>本日は傍聴の方はいらっしゃいませんか。</p> <p>はい、傍聴の方はいらっしゃいません。</p>
2 議事	
部会長  子ども家庭支援センター所長	<p>それでは次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。では、資料1の説明をお願いいたします。資料については各委員、事前に目を通しておりますので、要点を簡潔にお話してください。また、資料に書かれていない事項などありましたら追加情報としてお示してください。</p> <p>子ども家庭支援センター所長の山本です。「1 家庭養育への支援強化の必要性」についてご説明いたします。「(1)現状と課題」でございます。ショートステイ及びトワイライトステイ事業の利用可能施設の現状につきましては、図1の通りとなっております。乳児院が1か所、児童養護施設が2か所、協力家庭3か所、また母子生活支援施設が1か所で要支援家庭を引き受けてくださっている協力家庭が1か所となっております。</p>

ります。

続きまして、2歳未満を対象とする乳児につきましては、現在1施設で充足しております。一方、児童養護施設については、児童養護施設への要支援枠1枠の使用状況について各月で整理すると図2-1のようになっております。年間を通じて100%を超えている状況になっており、こちらは一般枠を使用できない状況が発生しております。児童養護施設と協議しまして、その都度、枠を使用させていただいている状況が続いております。これ以上児童養護施設への協力を得るのは難しい状況になっております。図1の児童養護施設Bでございますが、昨年度までは一般枠が1枠となっております。要支援枠を確保したのが今年度からとなっております。

2ページ目でございます。令和5年度において、児童養護施設Aの利用状況については、子ども1人で利用した家庭が減少し、きょうだい2人の利用の比率が増加しております。きょうだいの利用が増加することで、1施設2枠を使い切ってしまう日が増加しており、1枠でも埋まっていると、きょうだいを別の施設にわかれて預けるということになっております。このように利用状況の変化に対応し、安定した事業運営を行う観点から、枠数の適正化を図ることが重要だと考えております。

次に、令和元年度から令和5年度までの利用者実人数の推移でございます。図3-1、3-2をご覧ください。特徴は要支援枠の利用実人数が令和4年度から5年度は高い水準で推移しているのに対し、一般枠の利用については、令和5年度が51枠、対前年度比182%と、一般枠の利用が急激に伸びているのがわかります。近似値を結んだ線形を見ても、要支援枠、一般枠ともに同じ角度で伸びております。利用日数についても同じ傾向でございます。

次のページの図4-1、4-2をご覧ください。このままの推移で経過しますと、令和10年度には、令和5年度の2倍の規模までショートステイ事業が拡大することになります。ショートステイ事業の課題は、利用施設の確保と利用枠数の拡充に関する準備が急務となります。

「(2)求められる資源」でございます。協力家庭については、家庭的養育を推進する上で協力家庭を増やすことが望ましいと考えております。児童相談所が推進する里親登録制度に登録したものの、無委託の期間につきましては、ショートステイ事業の協力家庭として、可能な範囲で活動していただく仕組みを構築していきます。ただし、本来の里親制度の活動に支障が出ないよう留意する必要があります。一方、利用の多い2歳から高校3年生までが利用できる児童養護施設が2施設で、一般2枠、要支援2枠、計4枠となっております。ご説明したように令和10年度までに倍増することを想定すると、さらに一般2枠、要支援2枠、計4枠以上の確保が必要となります。特に、最も利用している児童養護施設は、電車移動で約30分要し、最寄り駅からは徒歩12分を要する場所に位置しております。利用者の平均年齢は6歳であることから、移動の負担がかなりかかっている状況にあります。保護者も子どもを送迎する負担がかかることから、区内または区に隣接する近隣の施設の利用が理想的と考えております。このように求められる資源につきましては、里親制度と協力家庭の連動を強化することで、家庭的養育の推進をしつつ、虐待の発生予防対策の強化の観点を踏まえ、児童養護施設の利用枠数を現状の2倍の4枠以上増加するとともに、区内もしくは近隣で移動時間を考慮した立地の児童養護施設を利用できる環境を整えることを考えております。また、養育環境等に課題を抱えて家庭や学校に居場所のない児童に対しての生活習慣や、学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等

を行う児童育成支援拠点についても未実施でありますので、児童養護施設内のスペースを有効活用する点も踏まえて併せて検討していきたいと考えております。

ショートステイ枠につきまして、要支援枠と一般枠の二つがあるのですが、一般枠につきましては、虐待等の理由で、要対協の枠組みの中で受理をしていない家庭になります。通常の一般家庭でも、何かのご事情があった時、預けたい時に利用できる枠となっております。一方、要支援枠につきましては、要対協の方で受理したケースが利用できる枠となっております。以上でございます。

児童相談課長

児童相談課長の尾崎でございます。私からは「2 里親子の支援強化及び施設養育についての方向性」について説明をいたします。まず、「(1)家庭養護推進に向けた里親支援センター創設の必要性」でございます。児童相談所におきましては、まず社会的養護が必要な児童に対して、家族再統合支援による家庭での養育優先、それが叶わない場合の家庭養護を今後も強力に推進してまいります。家庭養護推進に当たりましては、里親等委託率の向上を図るためには、里親リクルートから里親等委託の解除後における支援まで一貫した支援体制を強化する必要がございます。国におきましては、①里親等リクルート、②里親等へのトレーニング、③里親と里子のマッチングを含めた里親等委託推進、④里親委託中における養育支援、⑤里親委託解除後における支援を柱とした里親養育包括支援事業、を都道府県の業務として位置付けております。本区では現在、フォスタリング事業者職員を児童相談所内に配置しまして、その支援にあたっているところでございますが、今後はより一層の包括的な支援体制を強化するため、専門的な里親子支援ノウハウを有する法人等による里親支援センターの設置ができないか検討しているところでございます。この里親支援センターの設置を進めるに当たりましては、まずハード面、相談室や研修・実習・交流等を行うことができるスペースの整備等も必要となります。なお、里親支援センターは児童相談所内にも設置が可能でございますが、豊島区の児童相談所では、執務室をはじめとした所内の執務スペースが既に飽和状態となっております。したがって、所内に里親支援センターを設けることは困難な状況であることから、法人による外部設置を原則とした検討をしていくということが必要と考えております。

「(2)児童養護施設」でございます。現在、東京都でも社会的養育推進計画の改定作業が進められておりますが、まず豊島区の児童人口は現在の30,784人から令和11年度の推計で、30,770人と、ほぼ横ばいが見込まれております。また、養護相談件数につきましては、区の児童相談所が開設して間もない現在、件数の伸びを推測することが困難でございますので、東京都の状況を引用しますと、令和2年から令和4年度まで平均して約5.5%の伸び率となっております。今後もこの数値を基本として社会的養護(家庭養護)の必要な児童数を推計していくこととなりますが、豊島区としては家庭養護を推進していく中におきましても、次の3点から今後の数値動向がどのように増減したとしても、区内に新たな児童養護施設の設置が必要と考えております。一つ目は、18歳未満年齢以降の措置延長児の自立支援業務が施設業務として増えるということでございます。数値見込みの計算には反映されない社会的養護を取り巻く実情も考慮する必要がございます。例えば、新たな国通知によるケアリーバーへの支援をはじめとする18歳以降も自立困難による措置延長が必要な児童への、施設の支援や事業負担は増加が予想されます。施設における措置延長の増加は、児相側としては、児童養護施設への措置選択の入所枠を圧迫し、都内児童養護施設に空き状況を見つけることが困難な要因を今後一層、加速させ、その結果、一時保護期間

の長期化となることも想定内でございます。こうしたことから、新たな児童養護施設の設置は設置枠の確保としても有効と考えます。二番目に、里親委託の不調児童へのセーフティネットとしての役割が増加するという予測でございます。家庭養護を推進する中でも、里親宅での養育不調による措置解除後の受け皿として、児童養護施設の役割は依然として残ります。すなわち今後、社会的養育ビジョンに基づく、乳幼児期から家庭養護(里親委託)がより進むにつれて、例えば幼児期には出現しなかった発達の遅れや課題が、学齢期になって出現し、里親家庭が養育の限界を訴えるということも増えると想定されます。こうした際のセーフティネットとしての役割も、児童養護施設には増加すると想定いたします。三番目に、施設には定員を充足できない事情がある場合があるということでございます。加えまして、施設に定員の空き状況があったとしても、例えば入所中の児童間の発達課題や性的・暴力への課題等により、その定員を充足することが施設運営上、極めて困難なこともある等、施設の定員充足率と需要予測だけでは表面化しない児童の最善の利益を追求する上では、様々な事情が施設養護の背景にはございます。こうしたことを踏まえまして、社会的養護の必要な絶対数は、仮に多少増減したとしても、実質的な児童養護施設の必要性は令和11年度時点ではほぼ変わらないと考えております。

区では、(1)で示しました里親支援センターの設置のための拠点整備とともに豊島区の利用にとどまらず、今後も施設利用が児童の最善の利益にかなう児童への対応や、区内において里親委託で不調となった児童の健全な発育を継続していく受け入れ先として、さらには施設の小規模化と家庭的養護の推進のためのグループホームを区内に開設していくためにも、豊島区には児童養護施設の本園機能の誘致が必要と考えます。豊島区は都市部にあり、新たな施設設置のための大規模な土地の空きスペースの確保は極めて困難でございますが、むしろこれを長所として、以下の7点に配慮した家庭的な規模の施設設置が望ましいと考えます。

一つ目、家庭養護優先の原則を踏まえ、特に幼児期から思春期までの児童への支援経験が豊富な施設による、里親支援センターを併設できる児童養護施設。

二つ目、豊島区の特徴として需要が高い外国人児童の文化的背景や、児童の多様性にも家庭的な養護を提供できるグループホームも設置可能な施設。

三つ目、区児相の一時保護所が定員を超えた場合の一時保護委託が可能な居室を完備。

四つ目、区内の里親家庭を優先した養育中の児童のレスパイト利用と里親子への養育支援。

五つ目、当該児童養護施設に入所している児童の家庭養護への移行促進を他の児童養護施設のモデルとなるべく積極的に推進。

六つ目、個室対応を基本とし、豊島区児相の措置解除後の自立困難なケアリーバーへの支援の機能をあわせ持つ施設。

七つ目、区のショートステイ機能を有すること。

以上でございます。なお、代替要員が必要な児童数が単純減少した場合にありましても、同施設は里親支援センターとしての機能で引き続き拡充が見込まれます。その里親子カウンセリングや委託児童のレスパイト利用等にも、施設機能のフル活用が期待されます。また、区児相の一時保護所の機能を補完する保護委託機能は、現在と同水準で移行していくことも推察されまして、新たに設置する都市型の小規模な児童養護施設は、形を変えながらますますその役割を増していくことと想定しております。

	<p>「(3) 求められる資源」でございます。以上を踏まえまして、児童養護施設に里親支援センターを併設し、専用の相談室等を整備することで、より充実した相談体制の構築を図るとともに、一定の居住空間と合わせて整備し、レスパイト機能や里親委託解除後の自立支援としての居場所機能を持たせることで、きめ細かな里親・里子支援の充実が可能となります。また、複合施設としての機能をフルに発揮することによりまして、区内広域の社会的養護推進体制に寄与し、あわせて一時保護委託による一時保護所の入所率改善を見据えた社会資源の確保が可能となります。私からの説明は以上でございます。</p>
事務局	<p>続きまして、「3 自立支援及びアフターケアの強化」について子育て支援課長の安達から説明をさせていただきます。</p>
	<p>「(1) 現在の実施状況」でございます。豊島区の児童相談所が開設してから今年の3月末日までに本区が措置をした方、また区内の里親・ファミリーホームを委託解除になった方は、現在9名いらっしゃいます。今後、これからも里親家庭を巣立つ見込みとなっております。本区ではこれらの方の支援の強化のために、令和5年度から、経済的支援として給付型奨学金と自立時の支度金の支給を開始いたしました。そして令和6年度からは相談支援を開始したところでございます。経済的支援につきましては、給付型の奨学金が年間50万円を上限に最大4年間、自立時の支度金が20万円上限で1回度限りの支給となっております。相談支援につきましては支援計画の作成や当事者同士の交流の機会の提供、自立前から自立後まで切れ目のない相談対応という形で伴走型支援を行っていくものでございます。交流の機会の提供や相談場所といった拠点につきましては、現在場所の問題もございまして特定の場所を設けておりませんので、交流イベントなどの事業ごとに場所を確保して実施を行っております。経済的支援につきましては、令和5年度に支度金20万円上限という形で始めたところでございますが、今年度より国の方が施設入所に係る措置費の中の大学進学等の自立生活支度費および就職支度費について、保護者からの経済的支援を受けられない場合の加算が約21万円の増額になったという経緯があり、今後この部分については区の方で検討を行いたいと思っております。財源につきましては、皆様の寄付による「としま子ども若者応援基金」にて運用しており、令和5年度に経済的支援を行った実績につきましては、表にございますように、給付者が5名、給付総額が1,158,850円となっております。</p>
部会長	<p>「(2) 求められる資源」でございます。先ほどの相談支援の部分は、現在拠点がなく状況であり、今後、区内に児童養護施設等を整備する場合がございますら、当該施設から自立する方を含む社会的養護経験者に対して、里親支援センターとも連携した自立支援とアフターケアの拠点を社会的養護自立支援拠点として確保することで、今まで支援に繋がってこなかった方も含めた交流拠点とすることができると考えております。説明は以上になります。</p>
	<p>今回も計画策定にあたっての中心的な議題となりますので、活発な議論をいただければと思います。まず、「家庭養育への支援強化の必要性」についてです。こちらについてご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>2ページの上の方で、「1人利用が減少しきょうだい利用の比率が増加している」ということですが、なぜきょうだい利用が増加しているのかという点と、一般枠の利用が急激に伸びているというのは、ショートステイが広まったなどの要因があるのかどうかという点です。それから、3ページ目にある「利用者の平均年齢は6歳」とあります</p>

<p>子ども家庭支援センター所長</p>	<p>が、大体の年齢の内訳を教えてください。</p> <p>きょうだい利用が増えた点につきましては、特に目立った理由はないのですが、やはり 2 人同時に預けたいという要望によるものかと思われます。今まではきょうだいがいても、例えば 2 人きょうだいの場合、1 人預けてもう 1 人は自分で見るという事例もあったのですが、レスパイトのために 2 人同時に預けたいというケースが増えている現状があります。また、一般枠のショートステイが増えている理由ですが、地方出身者の方が多く、区内や近隣に親族がいないという方が圧倒的に多いことがあげられます。また、祖父母がまだ現役世代で働いており、まだまだ支援が難しいという方も増えています。そのため、夫婦 2 人で子どもを見ていくのがかなり厳しく、少し預けたいといった要望や、子どもが小さく、冠婚葬祭の場に連れていくことができないというご相談もありました。また、保護者の入院の時に子ども 2 人を預けたいといったご相談も増えております。内訳につきましては担当から説明させていただきます。</p>
<p>子ども家庭支援センター</p>	<p>児童養護施設のところで、未就学にあたる 2 歳から 6 歳までの年齢が全体の 6 割程度になっております。就学から 18 歳というところが、残りの 4 割という状況になっております。</p>
<p>委員</p>	<p>ショートステイですが、参考のために情報提供させていただきます。以前もお話をしましたけれども、千葉県の浦安市のショートステイ等にも関わっておりまして、その延べ件数の推移を見てみました。それと豊島区の数字を人口規模で比較をしてみますと、浦安市が直近で令和 5 年度が 561 件、豊島区が 893 件ということですので、人口規模にしますと大体同じぐらいという感じになりました。浦安市は人口が約 17 万人で、豊島区は約 30 万人ですので、それを踏まえますと大体同じぐらいの規模であるということです。過去の経緯をみても、浦安市も 2 年前は 330 件ぐらいでしたが、それが 560 件程に増えている。急激な伸びを示しています。年を追うごとに増えているということがありますので、そういう意味では豊島区の方もこれから増えていく可能性があるのだらうと思います。</p> <p>もう一つは、浦安市もこれまでは豊島区と同様に、他市の母子生活支援施設のショートステイ枠を借りていましたが、令和 2 年度から自前で自分たちのところで施設を作っています。これにより、年を経るごとに利用件数が増えているのです。ちなみに、他市の方で委託をしていた時はそこまで増えていなかったため、そういう意味では、今でも豊島区は浦安市と同じぐらいの人口割合の利用率ですが、自分たちのところで施設を設置するようになれば、浦安市同様に利用件数が増加する可能性があるということは考えておかなければいけないのかなと思います。ちなみに浦安市は一般枠、要支援枠と分けていませんが、3 名枠でやっています。ショートステイはこれからの虐待防止、特に死亡事例防止のためには一丁目一番地とっていいほどの大事な事業だと思いますので、充実していくことが大事なのかなと思います。</p> <p>もう一つ、ここにはトワイライトステイの実数がなかったのですが、浦安市はトワイライトステイも延べ件数で 200 件ぐらい利用があり、かつ、一時預かりの休日版のようなものですが休日養護も、ショートステイと同じぐらいの利用があり、570 件程の数となっております。</p> <p>先ほど、祖父母の力をお借りすることが難しいというお話ありました。裏を返しますと、日曜日、休日だけ預かって欲しいといった要望もかなり出るのではないかなと思いますので、情報提供させていただきたいと思います。</p> <p>委員</p> <p>ショートステイについて、要支援枠と一般枠を分けてまとめていただいておりますが、</p>

子ども家庭支援センター所長	<p>一般枠というのは、例えばご自身で子ども家庭支援センター等に利用申し込みを行うのでしょうか。そうであれば、要支援枠はどこか既に支援機関に繋がっていて、そこからの紹介で利用に繋がるといことかと思うのですが、どのようなルートで利用に繋がりを、ショートステイが終わった後はどのような支援に繋がっているのでしょうか。前後の動線や、一般枠と要支援枠で扱いに違いがあるのかといった点、その辺りについて補足で教えていただくと幸いです。</p> <p>一般枠につきましては、一般家庭のため、単純な理由が多いです。第二子出産の時に預け先がないとか、育児疲れという方もいらっしゃいますので、そういった時に預けていただいています。利用につながる方法としましては、子ども家庭支援センターに来ている方以外にも保健所や関係機関も一般の方も問わずにレスパイトでお預かりできますので、宿泊型で預けたいと思われている方は関係機関の勧奨により繋がるといった流れもあります。</p> <p>要支援につきましては、担当するワーカーの勧奨により利用してもらうこともありますし、関係機関も関わっているため、一旦離れて休んでみたらどうかなどといった声掛けをする中で利用していただくこともあります。</p> <p>利用する理由としては入院や長期のお預かりもありますが、圧倒的に育児のレスパイトが多いです。あとは一時保護できないけれどもショートステイで一旦引き離すというケースもあります。要支援枠は連続して12泊まで預かることができますので、それ以上の日数になる場合は見相と相談し、一旦家に戻ってもらい、家での様子を見てみるためにショートステイを使うご家庭もあります。</p>
委員	<p>つまり、要支援枠の方が一般枠よりも深刻な状況ですが、一時保護よりは手前の段階といったイメージでしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>ショートステイをしたことによって状態が改善したとか、また別の支援に繋がりがやすくなったといった、その後の変化みたいなどころについて、区の方で捉えていらっしゃる場所があればその辺りも少し教えてください。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>過去には、子どもと離れることに抵抗がある方は一定数いまして、その時に安全に預かれるというところでは、ショートステイを使ったことで保育園に繋がった事例がありました。また、一時保護に抵抗がある方も、ショートステイの経験があると、スムーズに保護に繋がるようになり、母親の傷病で支援に入っているケースについては特に説得しやすくなる印象があります。</p>
委員	<p>私もショートステイに携わっていますので、申し添えますと、一般枠のショートステイは短期間であれば冠婚葬祭などの理由を含めて何でもお預かりします。</p> <p>要支援枠のショートステイについては、虐待を防止する目的で預かるという色合いが強いです。そのため、母親に対する話や今後についての方向性は、関係機関や担当のファミリーソーシャルワーカーと話をしながら、次の段階へ進んでいきます。一般枠のショートステイはあくまで単純にお預かりすると考えていただければいいかと思えます。</p>
委員	<p>要支援枠のショートステイでは、連続で12泊までお預かりできるということでしたが、ショートステイ中の児童は学校等には通われていらっしゃるのでしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>要支援枠につきましては、送迎を委託しており、通わせたい方とその子どもについて送迎していただくことで保育園にも通園することができます。</p>
委員	<p>通園、通学の希望が叶っているということでもとても良いなと感じました。ショートス</p>

<p>子ども家庭支援センター所長</p>	<p>テイについて、子ども本人から希望があった場合もショートステイを利用できるといった制度を見たのですが、豊島区の場合はいかがでしょうか。</p> <p>本人がショートステイを使いたいと言った場合でも、保護者の承諾は必要になります。保護者が拒否されると措置の権限はないので説得して預かるという形になります。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。ショートステイとトワイライトステイはたくさん利用されているため、ニーズが高いのだと思うのと、保護者の方の休息という意味合いもあるのかなと思っております。「(2)求められる資源」では、児童育成支援拠点事業についても言及されていたため、子ども側への支援、子ども自身への支援というところもさらに充実いただけると素敵だなと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど未就学児が 6 割、就学児が 4 割という内訳を聞きましたが、要支援枠のショートステイに限ると未就学児、小中学生、高校生の年齢帯はどれぐらいの割合なのでしょう。だいたい結構なのですが、令和4年、5年あたりの実績をお聞きしたいです。</p>
<p>子ども家庭支援センター</p>	<p>印象といたしましては、要支援枠の方が若干、年齢層が高くなります。小学校高学年が大体 4 割ぐらいで一般枠よりも少し上の方に上がっていくイメージがございます。</p>
<p>委員</p>	<p>中高生はどれぐらいでしょうか。</p>
<p>子ども家庭支援センター</p>	<p>中高生もいるのですが、小学校の中高学年よりは若干少ないぐらいの数字です。全体のイメージからすると、大体 3 割ぐらいに推移している印象がございます。</p>
<p>委員</p>	<p>中学と高校を両方入れてでしょうか。</p>
<p>子ども家庭支援センター</p>	<p>高校生は圧倒的に少なくなります。</p>
<p>委員</p>	<p>0 から 2 歳はいないのでしょうか。</p>
<p>子ども家庭支援センター</p>	<p>0 から 2 歳につきましては乳児院になりますので、含めておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>ちなみに割といらっしゃるでしょうか</p>
<p>子ども家庭支援センター</p>	<p>乳児院の令和 5 年度の実績ですが、全部で 35 件、59 泊になります。</p>
<p>委員</p>	<p>ショートステイの求められる社会資源のところで、里親委託されていない里親に協力家庭としてご協力いただくということですが、他県などでは、ショートステイの受け入れに特化したリクルートをされている地域もあるかと思います。また、ショートステイであれば受け入れられるかもしれないということで里親登録されるという場合もあるかなと思うのですが、どのぐらいの協力家庭を増やす目標でいらっしゃるか、イメージがありましたら教えてください。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>他県に登録されている方を対象にはしておりませんので 0 件ということになります。</p>
<p>委員</p>	<p>ショートステイ里親のリクルートのようなことをしていく意向があるかについてはいかがですか</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>いわゆる短期的にお預かりする里親ということですね。次の項目にも関わりますが、例えば、土日であればできるなどというような里親の方々の様々なご家族の事情に応じて、これから開拓していきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>推進計画なので 5 か年ごとの計画ということになると思うのですが、この伸びを見ると 10 年、20 年後にすごいことになっているのではないかと想像します。ショートステイの利用が活発になってくることが、色々な人たちへの子育て支援が広く隅々まで行き届くという意味では積極的に捉えていく必要があると思いますが、一方で資源というところではどれぐらい整備したらいいのかというバランスが難しいところ</p>

<p>子ども家庭支援センター所長</p>	<p>なのかなと思っています。どれくらいで数値が高止まりしたら、必要なサービスが必要な人たちに提供しきれていると見込んでいくのかというような 5 年後のその先のイメージを何かお考えでしょうか。</p> <p>一定のところまで高止まりする可能性はあるのかなと思っています。施設へお願いするということにも限界があると思っており、やはり里親の活用や協力家庭を増やしていくことを継続していく必要があるかなと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>ショートステイについてですが、この延べ件数の中には、繰り返し利用される方も含まれていると思います。繰り返し利用する理由に沿って、ショートステイについても、短期間の宿泊を伴って子どもたちを見て、アセスメントをフィードバックすることも、機能的に検討いただけたらありがたいと思っています。例えば、働き方についてのサポートが必要な方がショートステイを繰り返し利用する場合は、理由が非常に明確ですが、そうではなく、養育上の課題が大きく、長期にわたり繰り返し利用されるような場合は、一定のアセスメントをしていただいた上で、関係機関にもフィードバックしていただくことがとても大事だと思います。要支援枠と一般枠をあえて分けて確保することの意味合いは、そういったアセスメントができる場所をお願いをするという意図があるのであれば、そういった形で活用していただけるように位置づけていただけたらと思います。</p> <p>それから児童育成支援拠点事業についても、3 ページの下から 2 行目のところに触れていただいているのですが、単独の事業でやっていくことは結構大変なことです。ニーズは重複して、児童育成支援拠点事業を利用している方はショートステイの利用の家庭でもあったり、レスパイトを必要とする家庭であったりします。そのため、1 つのところでは複数の機能を持つことが可能であれば、施設の必要性のところに述べられているように、多機能な施設を誘致していただくというようなことも必要になるのではないかと思います。</p>
<p>子ども家庭支援センター所長</p>	<p>フィードバックやアセスメントは委員のおっしゃる通りだと思っています。現状も繰り返し利用される方は1か月間に 1 回は利用し、母子関係をリフレッシュするような方たちが多いです。また、要支援家庭でしたら、夏休みや冬休みのような学校が長期で休みとなる際にレスパイトとして預ける方というのも一定数いらっしゃいます。家庭の状況に合わせて要支援の場合は、施設の方に育成支援計画をお渡しし、状況についても情報共有することで、関係機関へのフィードバックとしています。今後どうやってショートステイを使っていくかということについても、ケースワーカーが中心となってやり取りし、検討しています。こちらは協力家庭では難しいところでありですので、要支援家庭については一定の施設が必要になると考えております。</p> <p>また、育成支援拠点事業につきましても先生のおっしゃる通りで、一時保護が必要であったり、家庭引き取りになった子どもの居場所として、使っていただくような事業ですので、一定のスキルが必要だと思っています。そのため、施設といったバックヤードがあるようなところをお願いするのが適切じゃないかと区としても考えており、そういった施設を誘致することが決まれば、多機能でお願いできればとは考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>ショートステイに関してはお考えいただいていると思いますが、アクセスがよい場所に誘致いただくことをご検討ください。移動に関わる支援が必要なご家庭もあると思いますので、ショートステイについては整備とあわせて、その移動をサポートしなければならぬ方がいるということも少し考慮していただけたらありがたいと思います。</p>

子ども家庭支援センター所長	<p>移動支援につきましても、要支援の場合は施設へ委託しています。自宅や学校からであれば送迎をお願いしています。また、一般家庭でどうしても送迎ができないという場合には、育児支援ヘルパー、送迎サービスを使ってお願いすることや、相談を受けたワーカーが代わりに連れていく場合もありますが、限界がありますので、送迎につきましても大きな課題であると考えております。</p>
部会長	<p>一般枠のショートステイの場合は、利用料が必要で、要支援枠のショートステイは無料でしたよね。また、1 ページ目の最後の文章についてですが、「一方……」から始まる段落の2行目に「令和5年度は9月以外の全ての月で要支援枠を超え、一般枠を使用している状況です。よって、一般枠を使用できていない状況が発生していることは憂慮すべき点です。」との記載があり、最後の方に「これ以上児童養護施設Aの協力を強いるのは困難な状況にあります。」とありますが、これはどういう意味でしょうか。お金の問題なのか、それともケアにかかる問題でしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>両方あります。</p>
部会長	<p>一般枠と要支援枠のショートステイで施設に支払う費用は違うのですか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>はい、違います。要支援枠の場合は、緊急でお預かりしていただくために、人材と場所を確保していただいています。その分の委託費が上乘せになっております。ですが、一般家庭は基本的には事前にご予約いただくような形になっているので、実績でお支払いするため金額がかなり違います。</p>
部会長	<p>お金のことだけ言いますと、施設の方からすると要支援枠で確保している方が固定収入も安定して入るということでしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>はい、そうです。</p>
部会長	<p>この文章で見ると、一般枠を要支援枠が使ってしまったのは、施設側に負担になっているというのはどういう意味でしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>一般枠と人員の確保の仕方が違うものです。要支援枠の方たちで一般枠を二つ使ってしまうことで、当初の予定よりも人員を割かなくてはいけない場合もありますし、要支援枠が空いている時には、一般枠の方に要支援でサービスを受けていただいているのですが、逆にあたる一般枠しか開いてない時に要支援をお願いすると、施設の方に負担を強いることになっておりまして、その点を文章にさせていただきました。</p>
部会長	<p>わかりました。先ほど、お金のことともう一つケアのこと、両方ですとおっしゃいましたが、ケアのことというのは何でしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>一般枠では通常、普通に子どもを見ていると衣食住だけ提供するではないですが、単純に子どもを見てればいいですが、要支援の場合は、こちらから計画をお渡しし、その通りに対応いただいた上で報告もいただいています。その分の負担を要しているということがあります。</p>
委員	<p>私たちもショートステイを引き受けている側ですので、施設側の事情として聞いてみたいことが二つあります。一つは、2施設と契約しているということですが、受け入れについてどのような形で受け入れているのでしょうか。既に業者やホームが決まっており、その決まった場所をお願いしているのか、その都度空いているユニットをお願いするのか、どのような形をお願いされているのですか。</p> <p>もう一つは、施設による違いなどがあれば教えてください。また、利用の当事者としての子どもが、どのような思いで利用し、どのような効果があるのか教えてください。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>施設につきまして、2つの施設のうち、どちらもショートステイ棟を持っており、ショ</p>

	<p>ートステイ専用のスペースと人材を確保していただき、豊島区としてはそこへ 2 枠確保しています。他の自治体が乗り入れているため、施設としてはもっとたくさんの枠を持っており、場合によって他の自治体の枠が空いている時は、お願いして確保していただくということを行っています。</p>
委員	<p>総枠として何名なのでしょう。</p>
子ども家庭支援センター	<p>図1の表で言いますと、私を知る範囲となりますが、児童養護施設 B は 8 枠で対応していると聞いております。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>子どもの評価についてですが、親子関係がうまくいっていない家庭もあるため、そのような子どもについては、ショートステイですごく生き生きと過ごしています。また、子どもらしい面が見えたり、母親の前で見せない姿が見えたりということがよくあるようです。ショートステイに 1 回お願いすると結構行きたがる子どももいますが、反対に学年が上がると、もう家でいいといった形になる子どもも多いです。小さい子どもは施設側もきめ細かく見てくださいますので、2 回目、3 回目と行かれる方は多いと理解しています。</p>
委員	<p>2 つの施設ありますが、一方の施設に行った人は今後も同じ施設に行くように固定されるのか、空きがある限りは、他の施設に振り分けられることもあるのか、どちらになりますか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>保護者の意向に沿い、同じ場所を利用していただく場合もありますが、枠の空きがあればどちらでもいいというご家庭には日にちを優先し、空いている方を優先しておすすめしています。大体は一度行くと同じところを使われる傾向にあります。</p>
委員	<p>利用している子どもや保護者の評価、どんな点が役に立っているのかという視点は、私もとても重要だと思っております。あるいは先ほど別の委員の方からもありましたが、就学についてもそうです。利用にあたって懸念されていることとか、そういった声が集まってくると、どのように運用していくといいのか、サービス運営のフィードバックにも繋がるかなと思いますので、そういった機会があるといいなと思いました。</p>
委員	<p>アセスメントの件は私もすごく必要なことだと思っています。豊島区でもしっかりされていると伺いましたが、一般家庭のショートステイについてもアセスメントはされているのでしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>通常、単純な利用の場合は特にしていません。ただ、今は一般家庭でも要支援枠となりうる場合は、ショートステイの利用状況を施設へ確認し、フィードバックを受け今後どのように支援するかを検討しています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。もう一点、人材と場所を確保していただき、そのための委託費が必要であるということをお伺いし、例えば里親の協力家庭についても待機のお金を出すということが可能ではないかと思っています。他自治体では、そのような緊急一時保護時の待機のお金を出して家庭を確保したという事例を聞いておりますので、一朝一夕にできるものではないのかもしれませんが、検討していただけたらと思います。</p>
委員	<p>里親になるためにはショートステイの協力家庭として登録しないと、子どもを委託してもらえないのではないかとといったイメージを持ち、ネガティブな要素で登録されている方も多いのではないかと思う中で、インセンティブといった形での配慮は里親にとってすごくいいことだなと思います。</p>
部会長	<p>続きまして、「2 里親子への支援強化及び施設養育についての方向性」についてですが、こちらについてご質問等あればお願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>見込みといえますか方向性についてです。児童養護施設のところで 5 ページの上から6行目になりますが、結論として①②③を踏まえて、「実質的な児童養護施設の「必要性」は令和11年時点では、ほぼ変わらない」という見込みというところですが、今年からこども家庭センターを設置されて乳幼児からの予防的な支援をやられているわけですね。また、もう一つは子どものパーマネンシー保障の観点から見ても、できるだけ家庭で養育をすることが求められているわけですが、児童人口は変わらないということが記載されていますけれども、ニーズが横ばいの状態というのは私としては納得できないです。その辺りについてどう捉えていらっしゃるのか答えていただければと思います。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>記載の通り、ニーズが横ばいということについては、①②③の理由としか言いようがないですが、この見込みという数値の出し方は非常に難しいと考えております。現在、豊島区全体の数値をもとに基本計画というものを立てておるのですが、ここでも委員の方から、この見込みの根拠は何なのかと言われることがあります。社会情勢でいえば、例えば新型コロナが再拡大する、あるいは円高円安などの経済状況の変化を含め、様々な状況を含めての見込みは厳しいと思います。5 年後ということですので5 年前と比べても今増加している現状です。その増加の原因としては、法改正に伴って児童養護施設の方でもこれから措置延長児童が増えています。現在、7月以降、私どもの方でも3 人以上は措置延長してほしいということです。国からも18 歳以降の支援が必要だという中、施設の仕事の役割も増えている中で、ますます入所するための1 枠を確保することが難しく、児童養護施設の入所先にあたっては、私も関西あるいは中国地方まで施設を探している状況でございます。このような状況が逆に改善するという見込みが見受けられないという現場の実情というところを反映しております。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。ただ、①②③の理由を見ると年長の子も、18 歳以上とかでしょうか。2 番目は里親不調ですね。それから3 番目が施設不調。こういう子どもというのは大体において学齢でも上の方の子どもが多いかと思うのです。ただ、乳幼児とかそういった部分については、やはりこれから力を入れて予防的な支援をしていくと思うのです。そういう中で見込みがそれは減らないと考えているのか。それよりもこういう高齢児の方が増えていくから変わらないと思っていらっしゃるのか、その辺りはどうでしょうか。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>あくまでもこれまでの経験則と子どもの入退所状況を加味しての状況でございますけれども、まず家庭養護が進むと、当然ですが0 歳児から3 歳未満の子、そして乳幼児の家庭養護が進んでいくと思われま。記載通りのことしか言えませんが、思春期になってまいりますと、ご承知の通り、親の財布からお金を盗む、あるいは真実告知を受けることによって子どもも大きな精神的ダメージを受けるなど、このようなことで家庭養護の中ではなかなか対応しきれなくなってしまうと、こういったいわゆる里親不調がこれからも増えていくこととなります。家庭養護を推進するほど、やはり施設不調ということもその分、歩留まりとして出てくるだろうという見込みを立てているということです。そして国や国の計画にも東京都に今考えていらっしゃる中にも、数値として出てこないのですけれども、今、児童養護施設含めて人材不足です。施設としてしっかりと子どもに対応してくれる職員の確保も難しい状況にあります。児童相談所も職員のスキルを維持が困難であるという状況の中、定員が埋まらない施設ということはこれから増えていくことも推測しているところでございます。つまり、定員が空いている、</p>

委員	<p>空き状況があるという状況を国も東京都もデータを出していらっしゃいますけれども、空いていても決してその空いているところに定員まで児童を受け入れられるという状況ではないのです。児童相談所と同じように、施設職員の定着を含め施設も非常に厳しい状況にあることが多いという話は耳にも入っておりますので、施設運営ということをこの 5 年間考えますと、なかなか数字だけでは出てこない部分を私達はしっかりと見極めていかななくてはならない。現場発信としましては、数字では出ない部分も配慮していきたいということでございます。</p> <p>先ほど報告いただいた内容はほぼ納得できるかなと思っていて、やはり児童養護施設の誘致というのはショートステイの機能を評価するという点からも大事かと思っています。また、多機能型の小規模施設ということをおっしゃっていましたが、それもその通りかなと思っていて、大事なのは本体機能強化させることです。本体機能を多機能で強化させて、後は分野型でやっていけばいいわけですし、運営は賃貸でも問題ないわけですから、そう考えるといろいろやりようがあるのかなと思っています。人数が減ってくれば、縮小し、賃貸をやめればいいだけの話なので、そう大きな問題はないのかなと思っています。そうすると、本体機能として何を持つかということと、それからその周りにあるいくつかの小規模のグループホームをどのようにサポートする体制を作っていくのかという検討がとても大事なかなと思います。また、法人にお願いをする場合には、法人のミッションとも合致しないとならないという非常に難しい問題があるわけです。新しい法人を区の方で作るというのもできないことはないと思いますが、それも難しいかもしれません。法人の誘致や、あるいはその法人をどんなふうにしていくのかといったことは大事かなと思いました。</p> <p>また、先日の東京都の児童福祉審議会で申し上げたのですが、豊島区は里親委託率が東京都全体の倍なのですね。おそらく最も里親委託率の高い区ではないかなと思います。それだけ児童養護施設などがいないことも影響している可能性はあるのかなと思っていて、東京都の児童福祉審議会の中で発言させていただいたのは、豊島区のような小回りの利く小規模の自治体で 33%の委託率を持っているということについて、どういう理由なのかということとしっかりとヒアリングをして確認をして欲しいということを申し上げました。東京都としては、都区合同の協議会があるのでそこでお話を、ヒアリングをしていきたいとおっしゃってございました。この 33%という数字は、東京都の状況からすればかなり高い数字で、この後伸びしろがどのくらいあるのかというようなことを考えると、やはり児童養護施設の枠というのはグループホーム的な家庭養護に近いような枠は必要なかなと思いました。</p>
児童相談所長	<p>ご説明ありがとうございました。施設を豊島区に置くということがすごく必要があるということがよくわかりました。ただ、先ほどからずっと言われているように、超多機能、超高度な専門性を備えた施設なのかなというイメージが私の中には出来上がっています。特に、里親委託で関係が不調になった子どものセーフティネットや、先ほどから話題に上がっていたように思春期の子どもが多くなるのではないかといったことを伺っていると、極めて対応に配慮を要する子どもと言うべきか、今まででしたら児童自立支援施設や児童心理治療施設に入っているのではないかとおぼれていたような子どもが入所されるのかなとも思います。そういったことを考えると、職員の育成という部分について、高い専門性を持たれた職員を配置する必要もあるとは思いますが、東京都ではグループホームというと 6 人ではなく、4 人体制、4 人定員のグループホームがあると聞いていますので、大変な課題を抱えた子どもたちが入所した 4 人</p>

<p>委員</p> <p>児童相談所長 委員</p> <p>児童相談所長</p> <p>委員</p> <p>児童相談所長</p>	<p>定員のグループホームで、子どもたちのそれぞれのケアニーズに合わせた支援が展開できる、そういった施設になるといいなと思いました。</p> <p>オブザーバーのご助言、ありがとうございます。本体機能の強化と、法人の誘致をどう考えているかというところでございますけれども、豊島区がゼロからこうした施設を立ち上げるために法人を作るということは非常に困難でございますので、これまでの経験があるところに委託したいと考えております。これはあくまで私個人の考えでございます。</p> <p>そして、超多機能についてですが、おそらくは 5 ページの①から⑦まで書き込んでしまいましたので、超多機能という印象を持たれたかと思いますが、こうしたことにつきましても、現実的にまず立ち上げるにあたっては、このところから始めるしかないというようなところも含めて、委員の方からご助言いただきましたら、それを貴重な意見として参考とさせていただきますながら、説明をしていきたいと思っております。</p> <p>また一つ情報でございますけれどもグループホーム 4 人定員ということを今、ご提案ございました。近々、横浜の南部児相が新しい一時保護所を改築として立ち上げるのですけれども、定員は 10 人とのことでした。豊島区は定員が 12 人ということで、その 12 人の定員のメリットがどんなところにあるのか見たいため、今回視察に行きたいというオーダーを受けております。私は豊島区に来た当初、定員が 12 人しかいないと聞いた時に、足りないな、これでは運営できないなと思いました。実際、一時保護委託あるいは里親に子どもを委託して 100%を超える時もございますが、中にいる子どもを中心に考えますと、定員が少ないということで落ち着いて一人一人に職員が目が行き届いて、子どもと会話のキャッチボールもできる。その風景を見ていると、東京都の児相時代に 30 人とか 50 人入っているところで、子どもがどこにいるかわからないというような状況ではないことが子どもにとってみれば、一時保護した後には子ども自身が自分の次のステップを考えるいい機会にもなっているのだなと思っております。グループを含めて小規模ということがこれからの時代の大きなトレンドであるということを感じていただいているところでございます。情報提供でございます。</p> <p>一つ質問なのですが、里親支援センターは所内に置かずに法人による外部設置ということとしていますが、この法人というのは外部委託、誘致するということですか。</p> <p>おっしゃる通りです。</p> <p>児童養護施設も運営機能を誘致するというので、施設も里親支援センターも両方誘致という話ですが、なかなかその二つが別法人で 5 ページの①のところで一緒になっているという姿がなかなか想像できなくて、それは同じ法人がやるという理解なのでしょうか。</p> <p>基本的には同じ法人が運営するというのが原則、一般的です。豊島区もそのように想定はしております。</p> <p>なかなか見つかるかどうかというところが難しそうですけれども、わかりました。あと一つ、先ほど児童相談所長から話が出た関西や中国地方に児童心理治療施設を探しに行くといった話が出ていまして、東京都は作らないという方針でしたけれども、豊島区はその辺りについてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>豊島区ではまだそうした検討の段階には至っておりませんが、地域主導になりますと医師あるいは看護師等の配置基準も変わってまいります。土地の面積等々も必要になってまいりますので、現状では非常に困難であると考えております。加えて、児童養護施設も含めてですけれども、豊島区の子どもだけが入るわけではないというところ</p>
--	--

<p>部会長</p>	<p>ろもございますので、万が一、豊島区で作りますと、東京都内から一斉にあつという間に枠が埋まってしまうと思います。</p> <p>確かそちらは区で共同設置するかどうかが将来的な検討課題になっていたかと思いますが、まだ進捗はありませんか。</p>
<p>児童相談所長 部会長</p>	<p>里親支援センターの件でしょうか、それと児童養護施設の件でしょうか。</p> <p>児童自立支援施設のことで。東京都は、区は区で作るよと言っているのだけれど、区の方はそれを区が共同で作るかどうかは検討していくといった整理になっていたように思いました。</p>
<p>児童相談所長 委員</p>	<p>事実上、進捗はございません。</p> <p>5ページの①から⑦までの機能ということで、多機能な施設になりそうですね。ショートステイで関わっていた子どもがグループホームに行く、里親家庭に委託された子どもに、レスパイトの方で関わるといったように、日常的な子育て家庭への支援・親子分離前の予防的支援から、分離後の生活に至るまで、さまざまなかたちで子どもが当該施設と継続的な関わりを持つことのできる可能性がある点が良いと感じました。里親支援センターの部分で質問させてください。資料で里親子への支援と記載されていますが、里親側への支援はイメージができるのですが子ども側への支援というのは具体的にはどういったものになりますでしょうか。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>里親宅に子どもを預けた後、子どもが成長するにあたってチック症状が出てきたとか、抜毛がある、急に学校に行かなくなったといった様々な不調を起こした時に子どもの心理ケア、あるいは親子ケア、PCIT(親子相互交流療法)と呼ばれる様々な心理ケア含めて里親子を支援する。あるいは子どもを一時的に一時保護委託という形で受けて、子どものレスパイト、里親のレスパイトといった様々な形で里親子を支援するというのを想定しています。</p>
<p>部会長</p>	<p>最後に私から。5 ページ目の下から 3 行目後半、「きめ細やかな里親・里子支援」という部分ですが、里子という言葉を使わないのではなかったかと思えます。10 年ぐらい前に東京都の児童福祉審議会の事務方にいた時に、東京都が里子と書いた資料を出した際、委員の方から「里子という言葉を使っておかしいのではないか」と指摘があったのを記憶しています。最終的に報告書の中に出てこなければいいと思いますが、検討してみてください。もし、国の資料や通知の中に里子という言葉が出ていれば構わないのかもしれませんが、おそらくないのではないかと思います。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>こちらはお聞きしたかったところですが、私も全国里親会の全国里親委託等推進委員会のメンバーを務める中で、私自身は里子という言葉を出さない方がいいと提案したのですが、里子に代わる言葉が見つかっていないと聞いております。もし、最新の情報をご存知であれば教えていただければと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>東京都の児童福祉審議会では委託児童という言葉に置き換えた記憶があります。里子という言葉についても確認をいただければと思います。国の通知に使われていけば問題ないですが、今は里母、里父という言葉も使わなくなっていますので、その辺りは確認をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>確認ですが、「(2)児童養護施設」のところですが、ここで扱っている児童福祉施設としては、児童養護施設、里親支援センターのみということでしょうか。我々の方で諮問を受けたのは児童福祉施設全体でどういうところを誘致したらいいのか、またはしないのかといったことを検討して欲しいということでした。ここで挙がっているのはそ</p>

	<p>の二つの児童福祉施設ということになるわけですが、他に例えば、障害児入所施設とか乳児院等は考えなくてもいいという事務局側のご判断ということでもよろしいでしょうか。</p>
児童相談所長	<p>乳児院につきましては検討の範囲には入っておりません。児童養護施設を基本的に考えているところでございます。</p>
委員	<p>障害児入所施設も特に必要ないということでしょうか。</p>
児童相談所長	<p>障害児の社会資源につきましては、別途、福祉部の方で検討が進んでおります。必要性はないというわけでもございませんが、豊島区として障害児のニーズもしっかりと推移して出ておりますので、こちらは別途検討しているところでございます。</p>
委員	<p>なるほど。こちらの諮問事項には、児童福祉施設ということだったので、障害も入るのかと思っていたのですが、別途検討し、最終的にまとめるといった感じでしょうか。</p>
児童相談所長	<p>別々に同時進行しているということになります。今のところはそのようにしかご説明できない状況です。本臨時部会の中では、児童養護施設の設置の可否、また設置するならばどのような形態が必要かということをご助言いただけますと助かります。</p>
委員	<p>わかりました。児童養護施設については先ほど意見を申し上げましたけれども、妥当ではないかというふうには思いました。里親支援センターについても同様になります。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。それでは最後に 6 ページの「3 自立支援及びアフターケアの強化」というところについてです。皆様の方からご意見やご質問をよろしく願います。</p>
委員	<p>豊島区の独自の取り組みということで、施設や里親家庭を離れる時にこういう支援があるというのはとても心強いなと思いました。2020 年に国の方でケアリーバー調査をやった時に携わらせていただいたのですけれども、ケアを離れた後、子どもと繋がりが持てず、その後どうなっていったのかわからない子どもが数多くいらっしゃいました。ケアを離れて 5 年以内の若者が対象だったのですが、アンケートに回答したのは 14%ですし、連絡票が届いた人も 3 割ぐらいという状況でした。ケアを離れるという時に、こういった支援と合わせて、相談支援の体制を組み、繋がりを本人が望めば何かあったときに繋がりがやすい体制を築いていくことはとても重要だろうと思います。また、こういった奨学金は増えてきているのですが、ただ物とかお金ということではなくて、支援をきっかけに最近の状況把握ができることの方が実は重要です。お金ももちろん重要ですが、それを上回って状況をきちんと捉えながらみんなでサポートすることが重要なのかなと思った次第です。</p> <p>ケアを離れた方が 9 名いて、うち 5 名が支援を受けたということで、進学者が 5 名だったということなのか、その支援の対象にならなかった若者はどのような様子だったのかということをお伺いできたらと思いました。</p>
事務局	<p>実際に自立支援として経済的支援をした方の内訳ですが、延べ人数としては 5 名ですが具体的に申し上げますと、給付型奨学金を利用した方が 1 名、支度金を利用した方が 4 名です。そのうち 1 名が給付型奨学金と支度金の重複給付を受けています。他の方につきましては給付型奨学金の利用がなかったのですが、他の様々な奨学金制度を利用した結果、豊島区の奨学金を使う必要がなかったと聞いております。支度金については自立する方はご利用いただいた状況になっております。ケアを離れた後の状況や、9 名の中で実際申請がなかった方については担当に代わらせていただきます。</p>
事務局	<p>9 名の方は皆様、大学または専門学校、短期大学へ進学されています。申請されな</p>

委員	<p>かった方については、先ほど申し上げたような理由で今のところ支援の必要がないとか、令和 5 年度末時点では奨学金が確定していない、授業料が確定していないので令和 6 年度になってから申請したいといった方がいらっしゃいました。実際に令和 6 年度の学費が決定したため、これから申請したいという方からのお話も伺っています。</p> <p>アフターケアの考え方についてですが、資料に記載されていることと説明の限りにおいては、基本的には満年齢、措置が解除になった方たちに対するアフターケアを主眼に置かれているように理解しました。ただ、求められる資源の中には、社会的養護自立支援拠点の事業のことに触れていて、在宅の家庭に戻ってから、保護者の方と折り合いがよくない状態の中で社会に出ていかなければいけない子どもたちのケアも、本事業は含めていると思います。このアフターケアに関しては、例えば一時保護が解除になり、在宅家庭に戻った後、支援になかなか繋がらないが、自活していくことに困難を抱える子どもたちも含めて捉えていただけたらありがたいと思っています。そういう意味では、求められる資源の中に、自立援助ホームのこと等は出てきておりませんが、そういった社会資源の豊島区での状況をふまえ、計画の中に入ってくるかどうかも気にかかっています。在宅に戻ってというところでは 2 番の項目とも深く関わるところです。こども家庭センターがサポートプランを作るようになっていますが、家庭復帰や措置が解除になった後、どういう支援がなされるのかというところをきちんとフォローしていくことが大事だと思います。ですので、アフターケアについて豊島区の考え方として支援をどこまで広げるかということもあると思います。もう少しケアが必要な子どもたちのことを広げて考えていただけたらありがたいということです。</p>
事務局	<p>まず、アフターケアの対象につきましては社会的養護経験者という形で広く、特に相談支援については対象にしていきたいと考えております。記載した通り、現在は常設型の拠点を豊島区は持っておりません。本来であれば常設型の拠点があると、そちらをご案内することで様々な段階で家庭に戻られる方、または家庭に戻らず自立した方が気軽に立ち寄れる方が望ましいとは考えております。拠点が無い現状では、豊島区が措置した、または豊島区内に住んでいるケアリーバーの方々については、豊島区の児童福祉司等を通じて交流の場や相談の場があることをお伝えはできますが、それ以外の社会的養護経験者の方に対して伝える方法について一番課題に感じております。なるべくきめ細やかに、様々な状況の社会的養護経験者に対して相談の場、または交流の場があることをお知らせするとともに、中長期的には拠点というものがあつた方がよいかと思っています。</p> <p>また、自立援助ホームにつきましては、資料に記載としてはございませんが自立援助ホームも一つの巣立つ前の大切な拠点でございますので、豊島区が今後整備した方がよい施設のあり方の中に、自立援助ホームも機能として持った方がよいのではないかというご意見ということで受け止めたいと考えております。</p>
委員	<p>家庭復帰をして自立するまでしばらく家庭で過ごす子どもたちに関しては、こども家庭センターと強力に連携していただくことも、ぜひ考え方として書き込んでいただけたらありがたいと思います。相談支援に繋がることができるという情報提供だけですと難しいと思いますので、子どもたちを具体的な支援策につないでいただくような形でサポートプランについて、子どもや保護者の方と一緒に考えるということもあると思いますので、それも含めて計画の中にできれば書いていただけたらと希望をいたします。</p>

<p>児童相談所長</p>	<p>今の豊島区としてのアフターケアの考え方につけ加えまして、児童相談所のアフターケアに対する考え方もお伝えしたいと思います。児童相談所では成人に至るまでの児童につきましては、児童福祉法に基づいて措置を継続しておりますので、18歳までに家庭に戻った子どもたちに対しては、必要な場合には児童福祉司指導という形をとりまして、子どもの自立に向けた取り組みはしっかりと行政処分の中で対応していることが多いです。要は措置延長ということを超えて成人になった方をどう支えていくかという問題につきましては、児童相談所では申し訳ございませんが、命の危険がない限りは豊島区内の社会資源、そして子どもを支える民間の団体の方々と協働して社会資源でバトンタッチ、繋いでいくということになります。そのための情報はしっかりと要対協の取り組みの中で繋いでいく、情報を伝えていくということを大事にしたいと考えております。最近も児童養護施設の理事長の方々とお話をしたのですが、50代の社会的養護経験者の方が今でも施設を訪れてきて関係は続いていると話していました。アフターケアというのは年齢に区切りはない。その施設を出た方々を支えていくという意味でも、児童養護施設の役割というのは非常に貴重だと考えております。</p> <p>また、里親支援センターを設置することについてです。里親宅で養子縁組をした場合、その後の様々な養子縁組した後の実親との関わりの中での悩みも50歳、60歳になっても続く方はいらっしゃいます。そういったことを継続的に支えていく機関として必要なものだと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>自立援助ホームの関係ですけれども、私が関わっている子どもセンターも二つ自立援助ホームを持ってまして、一昔前に比べてどんどん学生が増えていっているのです。そうすると、自立援助ホームに児童養護施設から来る方もいらっしゃれば、直接、親からの虐待で来る方もいらっしゃいます。豊島区の制度ですと、児童養護施設を挟んだ場合はアフターケアになるからお金が出て、直接自立援助ホームに行った方はアフターケアではないからお金が出ないといったケースもあると思います。できましたら、自立支援という意味では同じでするので何かその辺りに関しても、少し配慮いただければありがたいかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>自立支援拠点を確保できるといいなと思いますし、取り組みとしては素晴らしいなと思います。ただ、里親家庭や児童養護施設にいた子どもが、「18歳になったから今後は自立支援です」と言われても、施設から離れたところに住み、いきなり誰も知らないような自立支援拠点なんて行けない、嫌だといった方もいるのかと思います。そういったところにもぜひ目配りしていただき、児童養護施設の方に出張するなどできるといいのかなと思います。</p> <p>先ほど、自立援助ホームでも進学の方が増えているというお話を伺いましたけれども、大学におりまして、児童養護施設出身の子どもが増えているなど感じています。中には一人暮らしをして、家に帰ると寂しくなってしまうということで研究室に訪ねてきてくれる方もいるのですが、施設から離れて1年、2年経って、自分の担当の方がなかなか捕まらないから施設に行っても仕方がないといったことを話すこともあります。そういった話を聞いていると、私も仕事の合間に話を聞くことが厳しい時もありますので、大学にも事業所に出張に来てもらいたいなんて思いながら、学生相談に繋がったりといったギリギリの状況でやっている感じがあります。在宅の子どもが施設に来るといった場合には、児童育成支援拠点事業や家庭支援センターからも子どもが小さいうちから案内を出していただき、繋がりを作るような活動をしていただけたらなと思いました。</p>

委員

今のお話しで自立支援ということを考えた時に、大学との連携というのはとても大事なことだと思っています。私も 30 年ぐらい淑徳大学でやってきて 20 名以上の社会的養護のもとにいらっしゃった学生たちとお付き合いをしてきましたけれども、やはり卒業してからも応援していかないとなりません。近くに連絡が取れる人がいるような、そういったことを誰かがやっていかないとはいならないなというふうに思っていますので、とても大事なことだと思っています。

もう一点なのですけれども、自立支援を考える時に豊島区がお持ちの子ども若者総合相談センターと連携をしていくことを、社会的養育推進計画の中に盛り込むことができないかと思っています。思い付きに近いもので、子ども若者総合相談センターの実情を存じ上げていないのですが、児童青少年という形でやっているのが豊島区の特徴でもありますので、そこは考えていった方がいいのかなと思いました。また、子ども家庭支援センターでヤングケアラーのヒアリングさせていただいたのですが、そちらでもヤングケアラーの支援は要対協の枠組みの中でやるのが豊島区としては非常に有効だと思っていると話されていました。でも、ヤングケアラーというのは 18 歳で終わってしまうわけではなくて、20 歳、25 歳、30 歳というヤングケアラーもありうるわけです。その点が、ヤングケアラーの支援が子どもの分野だけで切れてしまう問題も要対協の枠組みの中でやっている一つの課題だ、といった話を伺って、そうだなと思いました。そういうことを考えると、スムーズに自立支援、若者の政策につながるような仕組みが必要かなと思って意見を言わせていただきました。

事務局

各委員からいただいたご意見にそれぞれお答えしたいと思います。一つ目は先ほど常設型の拠点があればという中で、全く知らないところに行くというのは本当に抵抗感が大きいかと思っています。相談支援の一つの大きい部分は、児童福祉法の改正で自立支援コーディネーターが自立前から伴走型で定期的に訪問して関係性を築く。自立後も関係性が続くということを大切にしております、人の繋がりの中でそういった方が拠点に行けばいるというところが作れるようであれば、入りやすい一つの入口になるのかなと考えております。また、豊島区が措置した、または豊島区に住んでいた方がいらっしゃいますので、豊島区内に拠点があっても、豊島区に全く住んでいない自立のされ方をしている場合はなかなか来ることができないかと思っています。現在、委託をさせていただいている団体が、東京都だけではなく複数の県にもケアリーバーの交流、相談拠点というのを置いてまして、相互利用できないかというところを豊島区としては相談をさせていただいております。

また、豊島区も同様ですが、基本的にはどこの自治体も経済的支援は措置または住んでいる方を対象としていますが、相談については広く社会的養護経験者の方のための相談、交流拠点としております。どちらの養護施設、または里親を旅立っても使っていただけるような形を目指していますので、そういった場所を各自治体等が数を増やしていくことで、社会的養護経験者であることを気兼ねなく同じ立場で話せる場所がある、または相談ができるということで生きやすさにも繋がると感じております。

先ほどの自立支援コーディネーターが中学 3 年生から対象に定期訪問を始めるという形で中学三年生に加え大体、高校一～三年と最低 4 年間行っています。また、措置延長がある場合はそれ以上前から関係性を作って、そこから自立に向けた準備、また自立後についても伴走型支援を行っていくことを考えております。

もう一点、豊島区は子ども若者総合相談センターアシスとしまというものを持っております。社会的養育をしている、いわゆる児童相談所が関わっているところはこう

委員	<p>いった自立支援の拠点の方が主に対応しますが、実際に家庭に戻られたりという場合はアスシとしまの方がきちんと相談事を受け止める場になっております。その部分につきまして豊島区の社会的養育推進計画ということですので、豊島区の特徴ある取り組みであるアスシとしまを計画の中に記載をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今まで出てきたアフターケアに関する議論は、どれもとても大切だなと思ってお聞きしておりました。自立支援コーディネーターの方が自立する前から伴走するというのはとても大切だと思っておりました。こういったアフターケアに関する社会資源や支援は、自立支援やアフターケア、社会的養護、ケアリーバーといった概念やキーワードを知らない、そもそもその情報にたどり着けないということが大きな課題であると思っております。たとえ、社会的養護等の制度の中で生活していたとしても、本人自身が日常生活の中でそうした専門的な言葉を知る機会は少ないと感じますので、ぜひ積極的な情報提供があると良いと思っております。また、自立した後に保証人どうしようといったことで困ったとしても、自立する前はそういった具体的な個別のイメージがしづらかったり、自立した後に本当に困ったとしても、この人に相談したら解決してもらえとか、そういう支援があるってということ自体に思い至らずに自分だけで困ったり、悩むということもあると思っております。具体的にこういうこともできるよとか、相談した後のことまでイメージがしやすいような形で情報提供がされるといいなというふうに感じました。</p>
委員	<p>確認させていただきたいのですが、児童票といった書類の保管年限は決まっていますでしょうか。</p>
児童相談所長 委員	<p>25歳までです。</p> <p>先ほど年齢についてもお話がありましたが、私たちの施設もそうしておりますが施設は永久保存にしているかと思っております。それはつまり、何年経っても訪ねてくる方たちがいるのであれば、アフターケアというものを考えた時に、現状の年限は考えものかなと思ってしまうのですが、いかがなものでしょうか。</p>
事務局	<p>個々人のいわゆる児童票に基づく支援、個別支援というのがどこまで必要かというところは、今後、今の伴走型支援をしている中でどこまで考えるかというところは私も課題として捉えています。現在、国においても伴走型支援で長く伴走していく時に、どこで支援が切れるのかというところを国も明確に示していないところです。一方、最初に本臨時部会を立ち上げる際、児童福祉審議会でも何歳で支援を切るのではなく、できる限り長く支援に繋がるようにという話がありましたので、その部分は実際にやっていきながらであると考えております。また、相談支援の拠点については、自立支援コーディネーターの方も長くやってくださる方がいれば変わりませんが、変わりゆく中でもそこが安心して繋がれる場所であると思っております。相談記録については今後、アフターケアの相談記録としてのもとの元々の児童票の部分と、そういった記録の整理はきちんと考えていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。</p>
委員	<p>もう一つ、記録の整理の中で色々な関係機関と繋がっていますよね。そして、そこに行かないとわからないということが結構あります。せっかく区児相ができたので、一括して何か保管ができるような要綱か何かがあると、なおいいなというふうに感じました。</p>
児童相談所長	<p>児童相談所としては先ほど申しました通り、こうした貴重な情報を次の機関に繋いでいくということで、例えば単独生保という形で他法支援につないでいく方もいらっしゃると思います。なかなかこのアフターケアということで利用制度を利用してあるいは施設さんのアフターケアを使っても自立できずに、引きこもりになられる方もおられ、本当に</p>

<p>部会長</p>	<p>支援が必要な方ほど支援が届かないという状況は、私どもは日々仕事をしていく中でも胸を痛めております。</p> <p>また、養子縁組につきましては永久保存ということですので、児童相談所は行政として永久保存する。しっかりと責任を持って保存させていただきますけれども、その他の情報につきましては現状のところしっかりと情報を繋いでいくことを大事にしなければ、おそらく乳幼児含め、今日の命が危ういという方々に対して支援が行き届かないという状況になってしまいます。児童相談所の責務なのかと思っておりますけれども、委員のご意見はごもっともでありますので、豊島区として考えていかななくてはならないものだと考えております。</p> <p>文書保存のことは都の所長会や本庁の中で非常に苦渋に満ちた議論を重ねたなということ思い出します。行政機関がむやみに個人情報を持っていることがいけないのだという話は昔からありますし、一方でこの情報をシュレッダーにかけて処分したら、あの子は2度と自分の小さい頃のことを知るチャンスを失うという話です。25歳になる前に見相に行くと自分のことを教えてくれると、誰かから伝え聞いた場合は、本人が見相へ来るわけです。こちらも一生懸命書類を持ってきて説明します。しかし25歳を過ぎると全部処分するので永久に自分の子どもの頃のことをわからなくなってしまう。それでいいのかという話です。あるいは紙を処分してもデータでパソコンに残っているのは、何なのかといった話もあるわけです。こういう議論は10年後、20年後にはすっかり常識が変わっているのではないかと思います。とても苦しい議論をしたなと思ひ出します。豊島区にも文書管理基準があるかと思ひますので、文書管理基準のどこに当てはめるかということになってくるかと思ひます。何の根拠もなく保存するというわけにはいかないと思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>では、議事の「(2)その他(今後のスケジュール等)」になります。事務局の方から資料について説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料2の方をご覧ください。簡単に説明をさせていただきます。本日が第4回を迎えまして、今後5～7回の残り3回を予定しております。その中で第5回が9月4日、第6回が10月18日にそれぞれ皆様にご予定をお願いしたところでございます。次回の第5回につきましては、計画検討①から③にあたる、代替養育を必要とする子ども数の見込み等、パーマネンシー保障、里親委託推進の積み残し事項、また今回の施設のあり方も皆様からご意見をいただいたものを改めて整理してお出しします。もう一つが現在、当事者ヒアリングやアンケート調査を行っておりますが、この調査結果の報告や反映が第5回に入ってまいります。第6回目は計画案の取りまとめの予定でございしますが、右の方に東京都のスケジュールを載せさせていただきました。東京都は6月25日に第1回を始めまして、ご覧の通り8月、9月、10月、12月という形で進めており、その中で代替養育を必要とする子ども数の見込み等の部分についても、今の東京都との考え方の共有や整理をワーキンググループで図っているところです。東京都と開催日が前後するところはございますが、検討過程の中で東京都とすり合わせを随時行いながら、第5回、第6回のところでできる限り東京都との考え方を整理したものをを出していきたいと考えております。また整理できなかった部分については、その時の状況をきちんとご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>このような内容で進めさせていただきまして12月にはパブリックコメントの反映検討、また答申案取りまとめというところまで進めていき、来年の1月には答申ができる</p>

<p>部会長</p>	<p>ようにというふうなスケジュールで現在考えております。</p> <p>資料2についてご意見、あるいは気になることがありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。では、以上で一通りのご審議をいただいたところですが、それでも最後に全体を通して言い忘れたこととか、今言っておきたいことがありましたら最後にお時間とりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは本日の議事は以上となります。事務局の方から事務連絡等についてお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。まず、今後の部会開催についてでございます。第5回臨時部会は先ほど申し上げました9月4日水曜日の午後6時からの開催となります。会場は本日同様、こちらの807・808会議室となりますので、改めてご予約をよろしくお願いいたします。開催通知・資料につきましては開催日の1週間前を目処に郵送をさせていただきます。第6回の開催日程につきましては10月18日金曜日の午後6時からの開催を予定しておりますので、こちらも併せてご予約をお願いいたします。</p> <p>次に本日の会議録につきましては、後日メールにて会議録案をお送りいたしますので内容のご確認をお願いいたします。</p> <p>最後に報酬につきましては、本日より1か月程度を目処にお振り込みをさせていただきます。</p> <p>振り込み予定日等につきましてはメールにてご連絡をいたします。事務局からは以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>時間が少し過ぎてしましまして申し訳ありませんでした。以上をもちまして、豊島区児童福祉審議会第4回の臨時部会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

<p>提出された資料等</p>	<p>&lt;資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区児童福祉審議会 第4回臨時部会 次第</li> <li>・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿</li> <li>・資料1 区内における施設のあり方について</li> <li>・参考 施設・事業等の概要</li> <li>・資料2 臨時部会審議スケジュール・審議内容について(令和6年7月25日現在)</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt; ※机上配置(ファイル綴じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県社会的養護推進計画の策定要領</li> <li>・里親委託の更なる推進について</li> <li>・「里親委託の更なる推進について」に関する Q&amp;A(令和6年4月19日時点版)</li> <li>・新しい社会的養育ビジョン</li> <li>・東京都社会的養育推進計画(令和2年3月)</li> <li>・豊島区子ども・若者総合計画(令和2年3月)</li> <li>・第1回臨時部会資料</li> <li>・第2回臨時部会資料</li> <li>・第3回臨時部会資料</li> </ul>
-----------------	---